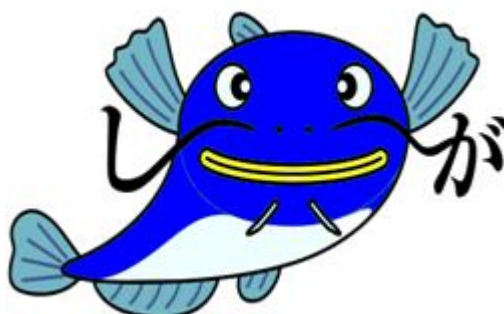


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(公益充実資金等取扱規程)



令和8年10月7日 施行

公益充実資金等取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下「この法人」という。）定款に基づき、公益充実資金、特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条並びに同法施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第23条第1項に定めるところにより、公益目的事業に係る将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために保有する資金をいう。
- (2) 特定費用準備資金 認定法施行規則第31条第1項に定めるところにより、将来の特定の活動（公益目的事業に係るものを除く。）の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (3) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第36条第3項第4号に定めるところにより、法人活動保有財産の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(原 則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 公益充実資金等

(公益充実資金等の保有)

第4条 この法人は、公益目的事業の充実のための公益充実資金並びに公益目的事業以外のための特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金（以下「公益充実資金等」という。）を保有することができる。

(公益充実資金等の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、公益充実資金等を保有しようとするときは、会長は、資金の種類及び目的に応じ、次に掲げる事項を理事会に提示し、理事会は、当該資金の目的及び積立限度額等が合理的であると認められる場合に、承認するものとする。

- (1) 公益充実資金については、公益充実活動等ごとの内容、実施予定時期、積立額及びその算定根拠
 - (2) 特定費用準備資金については、資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額及びその算定根拠。
 - (3) 特定資産取得・改良資金については、資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な金額及びその算定根拠。
- 2 理事会は、前項の資金について、その目的である活動を行うこと又は資産を取得若しくは改良することが見込まれること、並びに積立限度額又は資産取得等に必要な金額が合理的に算定されていることを確認した上で、承認するものとする。

（公益充実資金等の管理・取崩し等）

第6条 公益充実資金等については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の公益充実資金等を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 公益充実資金等は、その資金の目的である支出又は資産取得等に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額、資産取得等に必要な金額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 公表及び経理処理

（公益充実資金等の公表）

第7条 公益充実資金等の公表については、毎事業年度終了後、次に掲げる事項を事務所における書類の備置き及び閲覧により行う。

（1）公益充実資金

- ア 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- イ 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- ウ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
- エ 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
- オ 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとのに関する情報

（2）特定費用準備資金

- ア 当該事業年度の末日における将来の特定の活動ごとの内容及び実施時期
- イ 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
- ウ 当該事業年度の特定費用準備資金の取崩額及び積立額

- エ 当該事業年度の末日における特定費用準備資金の額
- (3) 特定資産取得・改良資金
 - ア 当該事業年度の末日における対象となる資産ごとの目的及び資産取得等予定時期
 - イ 当該事業年度の末日における資産取得等に必要な金額及びその算定根拠
 - ウ 当該事業年度の特定資産取得・改良資金の取崩額及び積立額
 - エ 当該事業年度の末日における特定資産取得・改良資金の額

(公益充実資金等の経理処理)

- 第8条 公益充実資金については、認定法施行規則第23条に基づき、経理処理を行う。
- 2 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第31条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- 3 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第36条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第4章 雑 則

(法令等の読替え)

- 第9条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

- 第11条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和8年10月7日より施行する。